

新潟民商

新潟民主商工会
新潟市中央区沼垂西3丁目10-14
電話 (243) 0141
17年 4月 17日

仲間ふやし 婦人部奮闘!

婦人部では、和合部長（タイル工事業）を中心に連日仲間ふやしの拡大行動に取り組んでいます。

4月3日は渡辺副部長（美容業）と事務局、6日は和合部長と事務局でもまち支部を訪問。合わせて6



件の訪問で2名の方と対話ができ、その2名とも入部していただきました。今まで支部役員さんが何度か入部のお誘いに伺っても良い返事が頂けなかった方でしたが、「集まりには参加できないが、婦人部を応援する」という事で入部して下さいました。

7日は和合部長、卯田副部長（療術業）、久住副部長（化粧品販売）と事務局の4人で内野支部・西内野支部・中野小屋支部を訪問しました。

対話した皆さん、運動には理解を示すものの、忙しさや高齢の為なかなか集まりには参加できないとのこと。ただ月1000円の部費が皆さんの力になるならと2名の方に入部していただきました。

訪問の道中では、田植えを待ついちめんの田んぼが広がっていたり、おもむきのある農家のお屋敷や蔵に魅せられたりと、楽しく訪問する事が出来ました。

訪問後は久住さんのお宅にお邪魔して、美味しいコーヒーを頂きながら、話に花が咲きました。

この1週間で4名の方が仲間になりました。今後まだまだ訪問する予定です。親民商の三役さんをはじめ、支部の役員さん、ぜひ力を貸してください。よろしくお願ひします。

日程

- ・四月一七日 駅前商店・住宅助成金学習会
- ・四月一八日 新潟島商店・住宅助成金学習会
- ・四月二二日 名刺交換会 婦人部ケーキづくり

確定申告ごころうさん会 ❀小針支部❀

4月6日小針支部役員会終了後「確定申告ごころうさん会」を開催しました。会場は会員の店「福亭」さんです。

まず役員会では、支部長より常任理事会で提起された内容を説明して頂き、助成金の内容に着目。

後半には「役員でない会員」も役員会に参加「役員会の雰囲気」を見て頂けたので非常に良かったと思います。



お楽しみみの「ごころうさん会」では、雑談になると思いきや「支部役員選出」が話題の中心になりました。お酒に場とは思えないほど、真面目に話し合いました。正式には纏まりませんが、これからの小針支部の体制を真剣に議論でき、その議論に参加してくれる会員さんがいると思うと非常に心強く感じました。今度は各班の班長さんにも参加頂き、より交流を深めたいです。

納税緩和措置の利用を!

税金や社会保険料、年金などが払いきれず、やむなく滞納する納税者が増えています。

延滞金を含めて解決できる権利が「納税緩和措置」で、納税の猶予と緩和に猶予があります。

【換価の猶予の要件】

- ① 国税を一時に納付する事により、事業の継続または生活維持を困難にする恐れがあると認められること。
- ② 納税について誠実な意思を有すると認められること。
- ③ 換価の猶予を受けようとする国税以外の国税の滞納が無いこと。
- ④ 猶予を申請する国税の納期限から6ヶ月以内に申請者が税務署に提出されていること。

詳しい内容は、御相談を

新潟民商三役紹介シリーズ 第1回 (前編)

会長 高橋武昌 ギャラリー業 (小さな美術館季 館主)

●ギャラリー業をはじめて16年。会員歴は、妻の陶芸業での会員歴もいれると27年。作家の作品を(ジャンルは、絵画から工芸・書道・写真他)おおよそ1週間展示。年に約20企画をこなす。8月と1月は縮小。お客さんは、5~60代の女性が多いが、近年は若い方がたもホームページ・フェイスブックなど来館が目立つ。従業員は、館主と妻の2人。次男が4年前Uターンしてきたが自身の陶芸の仕事に専念し期待できない。



●仕事の楽しさと苦勞

私のモットーは、「1回いけばいい」では駄目。「もう1回行ってみたい・また行きたい」だ。そのためにも、観る人の気持ち、休憩してくつろぐ人の気持ちになった運営に努力。また、企画に付加価値をつける活動を付け加えている。毎月の歌声喫茶、作家のオープニングコンサート、作家の語る会、



4月の企画で言えば粘土人形の講習会(週2日)、地域のお茶の間(月1回昼食付き)などだ。年間700人程度おいでになるが、リピーターは7割、3割を如何にまたもう1回足を運んで頂けるかだ。朝9時に準備、10時から夕方5時まで、1人でもお客さんがいれば部屋や家周りのしつらえを怠れない。

必ず差し上げるお茶接待も欠かせない。しかし、いろいろの周りで様々な情報、健康相談、〇〇相談は楽しい。休日、お客さんと外出交流も印象的。

民商は地域振興のために中小業者が元気になる制度実現の運動に取り組んできました。 お店の内装・備品購入に費用の1/3最高100万円の助成 地域商店魅力アップ応援事業

4月18日(火)
午後2時と午後7時
新潟民商会館

4月28日(金)
午後7時
新潟市南地区センター
第2集会室

※制度の内容と申請書の作り方

対象者 ※右記1~7の全ての条件を満たす必要があります。	<ol style="list-style-type: none"> 市内で小売業、飲食業、生活関連サービス業のいずれかを営んでいる者 申請日以前に1年以上継続して同一店舗にて同一事業を営んでいる者 次のA、Bのうち、いずれか一方又は両方に該当する小規模な店舗であること A 店舗にて常時使用する従業員数が5名以下の店舗 B 売場面積250㎡以下の店舗 初めて当補助金を活用する店舗であること 国、県、その他の地方公共団体等の制度による同一目的の支援を受けていない者 市税を完納している者 建築基準法、食品衛生法、その他関係法令に違反していない店舗であること
対象事業 ※右記1~4の全ての条件を満たす必要があります。	<p>店舗の魅力向上を図るために必要な改装工事や備品購入(下記1~4に該当する場合でも対象とならない工事、備品を添面に明示しておりますのでご確認ください。)</p> <ol style="list-style-type: none"> 店舗の新築、移転に伴う工事、備品購入ではないこと 補助対象経費(※)の総額が15万円以上であること 補助対象経費(※)となる取得価格が、1点あたり3万円以上の備品の購入であること 消費税課税事業者の場合、補助対象経費は、消費税等仕入控除税額を除いた額です。 <p>4 改装工事の発注先、備品の購入先が市内業者であること</p>
補助金額	補助対象経費の1/3(上限100万円)

住宅リフォーム工事に10~20万円の助成

子育て・高齢者支援 健康すまいるリフォーム助成

補助対象工事 ※補助金の交付決定を受ける前に着手した工事は対象となりませんのでご注意ください。

○基本工事(①②③のいずれかが必須)

- ①バリアフリーリフォーム工事 : 既存住宅又はその敷地のバリアを改善又は解消するための工事
- ②子育て対応リフォーム工事 : 子ども部屋において行う工事又は子どもの事故防止工事
- ③温熱環境改善リフォーム工事 : 既存住宅の温熱環境を改善するための工事

補助金の額

子育て世帯	中学生以下の子どもがいる世帯、又は妊娠している方がいる世帯
→	補助対象経費の1/10(上限10万円)
高齢者世帯	補助金交付申請時に60歳以上の方がいる世帯
→	補助対象経費の1/10(上限10万円)
三世帯同居世帯	子育て世帯とその親世帯が同居している世帯、又は実績報告書の提出までに同居する予定の世帯
→	補助対象経費の1/10(上限20万円)